

新宿区教育委員会会議録

令和2年第11回臨時会

令和2年11月26日

新宿区教育委員会

令和2年第11回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和2年11月26日(木)

開会 午後 4時00分

閉会 午後 4時38分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	山 下 浩 一 郎		

欠席者

委 員 星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	中 山 浩
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	広 瀬 岳 平
主 任 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	国 分 克 行
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議案

- 日程第1 第43号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第2 第44号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第3 第45号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 第46号議案 令和2年度新宿区一般会計補正予算（第11号）（案）に関する意見について

報告

- 1 令和元年度に発生した体罰等の実態把握について（教育指導課長）
- 2 GIGAスクール構想実現のためのタブレットPC用LTE回線提供に係る事業者の選定プロポーザルの選定結果について（教育支援課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和2年新宿区教育委員会第11回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、星野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 お受けします。

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第43号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第44号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第45号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第4 第46号議案 令和2年度新宿区一般会計補正予算（第11号）（案）に関する意見について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第43号議案から日程第3 第45号議案の説明を受け、審議を行います。次に、日程第4 第46号議案の説明を受け、審議を行うものとします。

ここでお諮りいたします。

第46号議案は令和2年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思っております。

第46号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○教育長 異議ございませんでしたので、第46号議案は、非公開により審議をするものとします。

◎ 第43号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第44号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第45号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第46号議案 令和2年度新宿区一般会計補正予算（第11号）（案）に関する意見について

○教育長 それでは、第43号議案から第45号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第43号議案から第45号議案まで、続けて御説明させていただきます。

まず、具体的な御説明に入る前に、今回の議案につきましては、令和2年の特別区人事委員会勧告を受けたものとなりますので、初めにその概要について御紹介をさせていただきます。

はじめに、公務員の給与改定の仕組みでございますが、公務員は労働基本権が制限されていることから、その代替措置としまして、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的に、給与勧告制度が実施されております。この給与勧告は地方公共団体の区域内にございます民間事業者の給与水準と均衡することを基本といたしまして、各地方公共団体に設置された人事委員会が行うことになっております。23区の場合ですと、これを特別区人事委員会が行っているものでございます。

地方公共団体では、その勧告を受けまして、内容に基づいて職員の給与を条例で定め、決定をしております。教育委員会事務局内の職員の場合ですと、区長が条例を改正し、区立の小・中学校の教員など、いわゆる県費負担職員につきましては、東京都が条例改正を行います。そして、区立幼稚園の教員に関しましては、新宿区教育委員会から区長に申出を行って、条例を改正するものでございます。

このたびの特別区人事委員会勧告につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、勧告日程が後ろ倒しとなったことから、特別給のみ先行して行われております。今回は、職員の特別給が民間を0.05月上回っていたことから、公民の均衡を図るため引下げを行うものでございます。概要については、以上です。

それでは、お手元の議案概要を御覧ください。

第43号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育長の期末手当を改定するものです。

なお、特別職報酬等審議会からは、教育長の期末手当の支給月数について、人事委員会勧告と同様の引下げが妥当との答申をいただいていることから、今回の改正内容といたしましては、公民較差を解消するため、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものでございます。

施行期日については、公布の日から施行するものです。

それでは、議案書の新旧対照表を御覧ください。

こちら、右側が現行で、左側が改正後の案となっております。

下線が改正部分で、12月の期末手当の支給において、0.05月分を引き下げるといった内容となっているものです。

附則につきましては、先ほど御説明いたしました施行期日を定めているものでございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第43号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第44号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

議案概要を御覧ください。

本議案は、特別区人事委員会の勧告を受けたことに伴い、会計年度任用職員の期末手当を改定するものです。

改正内容といたしましては、公民較差を解消するため、こちらも期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和3年度以降の期末手当に関する改正につきましては、令和3年4月1日から施行するものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

まず、本議案につきましては、2条立ての改正となっております。

第1条に関する改正、これが1ページ目でございますが、令和2年度の期末手当の支給月数に関するもので、第2条による改正は、令和3年度以降の期末手当の支給月数に関するものになります。

これは、令和2年度の改定は12月の期末手当の1回で引下げを行いますが、来年度、令和3年度におきましては、それを6月と12月の2回に分けて調整をすることから、今年度は12

月に0.05月分引き下げ、次年度におきましては、それを2回に分け、6月を0.025月分引き下げ、12月を0.025月分引き上げるといった内容となるものでございます。

それでは、初めに、1ページの第1条による改正について御説明いたします。

こちら、フルタイムの会計年度任用職員の期末手当を定めました第16条及びパートタイムの会計年度任用職員の期末手当を定めました第30条におきまして、下線部分のとおり12月の支給月数を0.05月分引き下げ、100分の115とするものでございます。

次に、裏面に移りまして、第2条による改正についてでございます。

同じく、第16条と第30条におきまして、令和3年度以降は、先ほどの0.05月を6月と12月に振り分けまして、6月は0.025月分引き下げて100分の112.5月に、12月は0.025月分引き上げまして、100分の117.5とするものでございます。

こちらの附則につきましては、先ほど御説明いたしました施行期日を定めたものでございます。

それでは、第44号議案の提案理由です。

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第45号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

再び議案概要を御覧ください。

本議案は、特別区人事委員会の勧告を受けたことに伴いまして、幼稚園教育職員の期末手当を改定するものでございます。

改正内容といたしましては、こちらも公民較差を解消するため、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものでございます。

施行期日ですが、公布の日から施行し、令和3年度以降に改正する改正につきましては、令和3年4月1日から施行いたします。

それでは、第45号議案新旧対照表を御覧ください。

先ほどの第44号議案と同様に、本議案も2条立ての改正となっております。

第1条による改正は、令和2年度の期末手当の支給月数に関するもので、第2条につきましては、令和3年度以降の期末手当の支給月数に関するものでございます。

それでは、1ページ目、第1条による改正についてです。

まず、幼稚園教育職員野期末手当を定めました第27条におきまして、下線部分のとおり、12月の支給月数を0.05月分引き下げる内容となっております。

第2項につきましては、管理職に関する規定を同様に0.05月分引き下げてのものでございます。

第3項におきましては、再任用職員に関するものを規定してございます。

次に、2ページの第2条による改正についてです。

同じく第27条で令和3年度以降、6月と12月にそれぞれ振り分けることから、6月は0.025月分引き下げ、12月は0.025月分の引上げを行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第45号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の期末手当の支給月数を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、第43号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

○羽原委員 この議案には直接関係ないんですけども、学校の先生方についてはどうなるんでしょうか。東京都の職員ですけども。

○教育指導課長 本年度については0.1月分引き下げて、合計で年間4.55月分となると聞いてございます。今回、区のほうは0.05月分引き下がるどころ、都の教員については、0.10月分だというふうに聞いておるところでございます。

○羽原委員 この表に照らして、6月、12月、3月で言うと、どうなるんでしょうか。

○教育指導課長 令和2年度については、6月期はもう既に支給してございますが、期末勤勉手当が合わせて2.325月分。12月期が2.225月分、合計して4.55月分でございます。また、3月は、ございません。

○教育長 ほかに、御意見、御質問はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第43号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。では、第43号議案は原案のとおり決定しました。
次に、第44号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。
第44号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第44号議案は原案のとおり決定いたしました。
次に、第45号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。
第45号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 では、第45号議案は原案のとおり決定いたしました。
それでは、第46号議案に入りますが、傍聴の方はいらっしゃいませんね。

[傍聴人なし]

午後 4時21分再開

○教育長 以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 令和元年度に発生した体罰等の実態把握について

◆ 報告2 GIGAスクール構想実現のためのタブレットPC用LTE回線提供に係る事業者の選定プロポーザルの選定結果について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。
報告1及び報告2について説明を受け、質疑を行います。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、令和元年度に発生いたしました体罰等の実態把握について御報告
いたします。

本年11月12日に東京都教育委員会が令和元年度に発生した体罰の実態把握の結果を公表いたしました。新宿区では、東京都教育委員会からの依頼を受け、各学校に調査を依頼してお

ります。資料を御覧ください。

まず、1の調査対象ですが、新宿区小学校、中学校、特別支援学校の全てとなります。

2の調査対象期間ですが、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとなります。

調査方法につきましては、教職員に対しては、校長による聞き取り調査、児童・生徒については、質問紙調査及びその後の聞き取り調査を行っております。

それでは、4の調査結果を御覧ください。

各学校からの調査結果を受け、東京都教育委員会に報告をいたしました。その結果が、4の調査結果となります。

令和元年度においては、体罰はございません。小学校での暴言が1件となります。

ここで、体罰の区分が示されておりますが、その概要について説明させていただきます。

体罰は、教員が児童・生徒の身体に直接的・間接的に肉体的苦痛を与える行為であり、例えばたくであるとか蹴るなどの行為が該当いたします。

続いて、不適切な指導ですが、不適切な指導は、児童・生徒の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行為であり、例えばおでこをはじく、いわゆるデコピンといったようなものが該当します。

最後に、いき過ぎた指導については、運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合しない過剰な指導となります。例えば、目的は誤っていないが、その指導内容、方法等が児童・生徒の発育・発達や身体の現況に適合していない指導や、能力の限界を超えた危険な指導が該当いたします。

暴言等につきましては、教員が児童・生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動であり、例えば威嚇する、ばかにするなどが該当するものでございます。

今回の事案の概要の経緯、学校の対応等とともに区や学校の体罰防止の取組について、御説明いたします。

今回、暴言として発現した事案について申し上げます。

こちらは、小学校の教室で提出物について、先生が児童に指導した際に、「この字では読めないので、丁寧に書こう」と声をかけたところ、児童のほうから先生に「先生も字が汚い、他の先生だったら読めるでしょう」などと発言したために、「きちんとやるべきことをやらないのであれば、君の調査書は書かないよ」と発言したものでございます。

この調査書とは、在籍小学校長から児童の受験先の中学校に提出する書類のことで、小学校での学習状況を記載したものでございます。学校は保護者からの報告で、今回の事案を把

握し、当該の教員が児童に謝罪するとともに、保護者と連絡を取り、当該の教員と校長が保護者にも謝罪をしております。教育指導課では、校長から状況を確認するとともに、調査書を作成しないという言葉を用いることが、児童を指導する方法としては、不適切な指導であったということを指導してございます。

以上が事案の概略となります。

教育委員会では、体罰の防止について、定例の校長会・副校長会等において、体罰は指導ではないこと、感情のコントロールが必要であることが大切であること、教員個々の状況に応じた指導をするように伝えております。

また、新任教員の研修会においては、アンガーマネジメントの視点を取り入れた怒りの感情のコントロールの大切さを指導しておるところでございます。

また、各学校では、職員会議ごとに服務事故防止に向けてのミニ研修を実施するなど、計画的に服務事故防止に取り組むとともに、4月、7月、12月を服務事故防止月間とし、各学校で体罰防止のスローガンを話し合うなど、重点的に意識啓発を行っているところでございます。

教員の体罰や不適切な指導については、児童・生徒や保護者がいつでも相談できる体制を整えることが必要であると考えております。毎学期、児童・生徒を対象に実施するアンケートの中で、教員の指導についても調査を行い、把握に努めております。

体罰は、児童・生徒に対する人権侵害の行為であり、学校教育法で明確に禁止されております。これからも体罰は教員が絶対に行ってはならない行為として、その根絶に努めてまいります。

報告は、以上となります。

○教育長 ありがとうございます。続いて、報告2をお願いします。

○教育支援課長 それでは、GIGAスクール構想実現のためのタブレットパソコン用LTE回線提供に係る事業者の選定プロポーザルの結果について、御報告させていただきます。

1番、事業概要は、区立学校の児童・生徒に1人1台端末を整備するために、家庭等の学校外における活用を推進するため、LTE通信回線の利用環境を整備することを目的に行ったものでございます。

2番の選定内容につきましては、通信容量等、オプションプラン等、独自提案、この3つで選定をさせていただきました。

履行期間は記載のとおりでございます。

3番、選定結果につきましては、今回、3事業者から応募をいただいたところでございます。

裏面をおめくりいただきまして、4番に記載いたしました選定方法により選定を行いまして、5番に記載がございます選定結果、すなわち3者のうち、ソフトバンク株式会社を選定させていただいたところでございます。

評価基準と選定内容につきましては、次のページで御説明させていただきます。

まず、評価基準ですが、1番の評価方針において、絶対評価とさせていただき、選定が5段階評価で、段階ごとに評価点を設けさせていただきました。

2番の評価基準ですが、100点満点の内訳として、(2)の選定評価基準を60点、コストパフォーマンス評価基準を40、合わせて100点満点とさせていただいております。

具体的な内容につきましては、1枚おめくりいただきまして、3ページ目に3者の点数を記載させていただいております。

今回、選定させていただきましたソフトバンク株式会社は、資料の真ん中の0915番となります。選定委員審査評価得点、またコストパフォーマンス評価点とも、3者の中で最も高い点数となっております。具体的には、通信容量の提案が、ソフトバンク株式会社は、1月当たり20ギガということで、最も多い通信容量の御提案をいただいております。

また、プランの中には、翌月への繰越しも認められるということ、また、緊急事態宣言があったときには、1月50ギガまで拡大して利用を認められる、そういった提案内容が高く評価されたところでございます。

また、見積金額も3者の中で最も安価ということで、そうしたことから91.0という得点になりまして、選定に至ったものでございます。

説明は、以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、これより順次質疑を行いたいと思います。

報告1について御意見、御質問がある方は、お願いいたします。

○今野委員 事柄の過程等よく分かりました。当該の教員についての対応といいたしでしょうか、嚴重注意や何か、どういった対応になったのでしょうか。

○教育指導課長 当該教員につきましては、保護者からの訴えに基づきまして、事実確認をし、確認が済んだところで、校長から、当然そういったことは適切ではないということで、指導をしたところでございます。

○教育長 懲戒処分に至るようなものではないということですね。

○教育指導課長 はい、そこまでに至るような事案ではございません。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

この件とは関係ありませんが、昔よく漫画で描写されていたような、「廊下に立っていない」というのは、この基準に照らすと体罰に当たるんですよ。

○教育指導課長 基本的には体罰に当たると考えられます。ケースにもよりますが、教室内で起立させるということは、指導の流れの中で、起こり得ることだとは思いますが、さすがに廊下でというのは、学習する権利の侵害などといった問題を伴いますので、昔あった漫画のような状況は、今日においてはなかなか出てこないものと思います。

○羽原委員 国籍をめぐる暴言、ヘイト的な言葉が出たとするならば、表現にもよるけれども、これは嚴重な対応にしないといけないかなと思いますね。これは周囲に波及する影響が大きいため、先生と児童・生徒個人の関係としてではなく、です。そうしたことは、もちろん発生しないことがいいわけだけでも、一応、そういう感覚です。

○山下委員 これは東京都の調査ということで、都の結果も出ているかと思いますが、新宿区はそれと比較して多いのか少ないのか。あるいは経年で調査しているならば、その中で多いのか少ないのか。その辺りが分かりましたら教えてください。

○教育指導課長 今回、1件しかございませんので、東京都との比較についてはなかなか申し上げにくいところがありますが、東京都では毎年こうした案件で処分に至る教員がいることは事実でございます。

また、例えば減給や停職といった処分については定期的に発表されていて、それは各学校にも内容が伝わってくるところでございます。そうした事例は管理職が学校で周知するなど、注意喚起や戒めとしている現状はございます。なお、経年という見方では、昨年よりは減少しております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山下委員 先ほどの御説明の中でアンガーマネジメントという言葉が出てきたんですけれども、これは教員のアンガーマネジメントですか、それとも子どものですか。

○教育指導課長 基本的には教員が対象となっております。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかに、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、報告1についての質疑を終了いたします。

次に、報告2について、御意見、御質問がある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。

○羽原委員 このGIGAスクールの通信事業者を決めると、その後も使いやすいということで、ソフトバンクならソフトバンクに傾斜していく可能性はありますか。当初はコストを下げて契約して、将来的な収入を得ようとか、そういう企業的な計算が生まれる余地はあるのでしょうか。

○教育支援課長 機種やソフトにつきましては、既にNTT東日本から御提案をいただいております。そこで仕様が固まっております。今回の通信事業社については、容量や金額面での選定ということですので、どこの通信事業社であっても、子どもたちの学習内容には影響は及ばないものと考えございます。

○羽原委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに何か御質問等がございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、報告2についての質疑を終了させていただきます。

◆ 報告3 その他

○教育長 次に、報告3、その他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。それでは、以上で報告事項を終了いたします。

◎ 閉 会

○教育長 以上で、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 4時38分閉会